



健康診断について

～実習生が受けるべき健康診断には職種・状況などにより様々な種類があります！！～



平素は技能実習にご協力いただきまして誠にありがとうございます。11 月に入り寒さもだんだんと増してきました。体調により一層、気を付けたい今日この頃です。日々の手洗いやうがい等も大切となりますね。日常生活においても気を付けなければなりません、仕事においても、有害な作業等に従事されている方々もおられることと思います。さて、今回は、そのような体の健康に関し、健康診断についての情報をご紹介します。

■ 受けるべき健康診断の種類について

- (1) 雇入時の健康診断（雇い入れの際）
- (2) 定期健康診断（1 年以内ごとに 1 回）
- (3) 特定業務従事者の健康診断「夜勤従事者等向け」（6 か月以内ごとに 1 回）
- (4) 特殊健康診断（有害な業務に従事する実習生向け）（雇い入れ時、配置換えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回）例）特定化学物質健康診断

■ 実習生の雇い入れ時健康診断について

雇入時の健康診断については、本来、実施者様の責務であります。しかし弊組合では、技能実習第 1 号生について、入国後講習期間（入国後 1 か月間）中に雇入時の健康診断を実施しております。併せて、健康診断の結果についても配布申し上げております。

■ 溶接ヒュームに係る特殊健康診断が追加されます（令和 3 年 4 月 1 日より適用）

溶接ヒューム等が新たに特定化学物質に認定されました。
従いまして、政令により特殊健康診断を受けるべきものとなりました。
6 か月以内ごとに 1 回実施することが必要です。

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施

（じん肺法第 7～9 条の 2）が必要ですのでご注意ください。

詳しくは→ (<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>) もご覧ください。



日本人労働者と同様に受けるべき回数を守っての、健康診断の受診をお願い申し上げます。
病気等に気を付け、実習生の技能実習が、十分かつ意義のあるものとなるようご協力をお願い申し上げます！！
体調に気を付けて、来年も皆様が笑って元気に過ごせるように頑張りたいですね！！どうかご自愛くださいませ。
それでは、今後ともよろしくお願い申し上げます。